

仕 様 書

1 件名

ウェルカムベビー講座等の実施運営業務委託

2 目的

本業務は、板橋区（以下、「区」という。）が「いたばし No.1 実現プラン 2025（改訂版）重点戦略 I SDGs 戦略」において掲げる「子育てに安心を、家族に笑顔を～子育て支援策～」の実現に向けて、区民が安心安全な出産・子育てができるよう、次の(1)～(3)のために必要な事業の企画立案・運営業務を委託することにより、切れ目のない子育て支援及び区民サービスの向上並びに業務の効率化を図ることを目的とする。

- (1) 妊産婦及びパートナー又はその家族（以下「妊産婦等」という。）が抱く出産や育児の不安の解消
- (2) 妊娠中から出産後の過ごし方やメンタルヘルス、子育てに関する知識及び育児技術の習得
- (3) 妊娠・出産に伴い、妊産婦等が抱きやすい不安や孤独感を解消し、安心して子育てできる「つながり」の場の創出

3 委託概要等

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの単年度契約とする。

ただし、契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、1年間の契約更新を2回まで可能とする。

- (2) 仕様及び契約は、提案内容に基づき、その詳細を別途区との協議により決定することとする。

(3) 実施会場

- ① 板橋健康福祉センター
東京都板橋区大山東町 32 番 15 号
- ② 赤塚健康福祉センター
東京都板橋区赤塚一丁目 10 番 13 号
- ③ 志村健康福祉センター
東京都板橋区蓮根二丁目 5 番 5 号
- ④ その他

ア オンラインライブ配信コース
受託事業者の指定する場所

イ やむを得ない理由で前述①～③の会場で実施できない場合は、別途区が指定する場所とする。

(4) 用語の定義

本仕様書に係る用語について、別紙 1 「用語の定義」のと

おり示す。

4 ウエルカムベビー講座について

(1) 設定するコース

① 対面ペアコース（必須）

妊娠とそのパートナー又は家族とが、ペア（二人一組。以下同様とする。）で参加を希望する方を対象とした対面式のコースを実施すること。

なお、申し込みが多数あった場合は、初産婦を優先すること。

② 対面ママコース（提案）

過去の実績では、母親のみの受講者は低下しているものの、様々な事情でパートナーの参加が望めない母親にとっても、必要な知識と技術の習得の機会は必要であると考えているため、魅力ある対面ママコースについて提案すること。

③ オンライんライブ配信コース（提案）

過去の実績ではオンラインライブ配信による受講者は著しく少ないものの、対面コースを受講できない方が一定数おり、受講機会の損失を防ぐ必要があると考えているため、効果的な配信ができるよう提案すること。

(2) 実施回数、実施日程及び定員

別紙2「令和8年度ウェルカムベビー講座委託日程表」（以下「日程表」という。）は、令和8年度にウェルカムベビー講座等のために使用可能な会場・日時の一覧であり、この範囲における実施回数及び実施日程を提案すること。

令和9年度及び令和10年度の会場・年間実施可能回数は未定だが、同規模の会場及び実施回数を想定している。

① 対面ペアコース（必須）

日程表の「(1)対面コース」に基づき、実施会場、実施月、実施回数が年間を通して均一になるように設定すること。

- ・ 1回の定員 : 24組
- ・ 年間実施回数 : 57回以上
- ・ 年間を通じて1回の妊娠期につき、1組1回のみ受講可とする。

② 対面ママコース（提案）

日程表の「(1)対面コース」に基づき、実施会場、実施月、実施回数が年間を通して均一になるように提案すること。

- ・ 1回の定員 : 24名

・年間実施回数：4回以上

そのうち平日は1回以上

③ オンライナーライブ配信コース（提案）

様々な事情から対面で行うコースに参加できない方のために実施する。

以下の点に留意し実施回数を提案すること。

- ・対面ペアコース、対面ママコース、後述する父親講座の実施年月日と重複しない
- ・実施月、実施回数が年間を通して均一になること
- ・過去の実績を考慮し、委託料の範囲内で実施可能な回数及び実施日程を提案すること

(3) 講座プログラム

① 対面ペアコース

1回につき2時間30分程度で、次のア～クの要素をプログラムに組み込んだうえで提案すること。

ア 助産師による以下の内容に基づく講義

- ・妊娠と出産の経過
- ・出産直後の育児に関する指導
- ・パートナーとの協力関係
- ・ママとパパのメンタルヘルスに関すること 等

イ 有資格者による以下の事項に係る個別実習

- ・沐浴
- ・抱っこ
- ・着替え
- ・オムツ交換 等

ウ 妊婦疑似体験

エ 食生活についてのショート動画視聴

オ 区の情報の提供

カ 別途区が引き渡す諸制度の案内・パンフレット 等

力 質疑応答

キ アンケートの実施、回収

ク 区に提案したい項目

② 対面ママコース

1回につき2時間30分程度で、ウェルカムベビー講座の趣旨に基づき講座内容を提案すること。

③ オンライナーライブ配信コース

1回につき2時間程度で、ウェルカムベビー講座の趣旨に基づき講座内容を提案すること。

(4) その他

① 実施回数、実施日程、企画・立案等の提案にあたって

は、別紙3「令和7年度ウェルカムベビー講座 上期等 実績及び令和4～6年度両親・母親学級の年間実績」(以下「過去実績」という。)を参照のうえ提案すること。

- ② 区民ニーズを鑑みて、事業効果を高めるための創意工夫を行うこと。

5 父親講座について

(1) 事業の提案

別紙1「用語の定義」に定める講座の趣旨を理解し、専門的知見に基づく講義・実技等より、父親のメンタルヘルス向上が図れるよう、企画立案・運営業務について提案すること。

(2) 実施回数及び定員

日程表の「(2)父親講座」に基づき、実施会場、実施月、実施回数が年間を通して均一になるようにすること。

- ・年間8回以上
- ・1回の定員は40名以上

(3) 講師について

父親のメンタルヘルスに関する取り組みが豊富な講師を手配すること。

※実績豊富な講師の例

- ・公認心理師、臨床心理士、精神科医等、メンタルヘルスに関わる有資格者である。
- ・父親のメンタルヘルスに関する学識経験者
- ・公演、研修、実務経験が3年以上

6 ピアサポートについて

(1) ウェルカムベビー講座及び父親講座のプログラムには、受講者が地域で孤独・孤立に陥ることなく、受講者同士が気軽に参加でき、良好なコミュニティづくりができるよう、交流の機会(ピアサポート)を組み込むこと。

(2) プログラムの提案

前記6-(1)とは別に、本契約期間を十分に活用し、ウェルカムベビー講座や父親講座の受講者同士が出産後も切れ目なくコミュニティづくりができるプログラムを、実施年月日、実施回数及び定員を含めて提案すること。

実施にあたっては、参加者が一堂に会する対面方式であるか否かを問わない。また、対面方式による場合、「4 ウェルカムベビー講座について」及び「5 父親講座について」で示す日程表に掲げる会場・日時のうち、両講座に使用しなかった会場・日時を使用することができる。

なお、当該提案にあたっては、次の①～③の要件を満たし

たものとすること。

- ① 参加形式は、妊娠婦等が参加しやすい形式とすること。
- ② メールマガジン等の活用により情報発信を提案する場合、当該発信に必要な経費等は受託事業者の負担とすること。
- ③ いたばし子育て応援アプリ等、区の広報媒体の活用により情報発信を提案する場合、契約締結後に別途本区との協議を必要とする。

7 事業の実施

各事業の実施にあたっては、別途行う協議により日程等の変更を可能とする。

8 オンライナーライブ配信実施時の注意

- (1) 配信する際は、区の事業であることが明確に受講者にわかるよう、「板橋区ウェルカムベビー講座」というタイトルを表示させること。
- (2) プラットフォーム
配信の際に用いるプラットフォームは、受託事業者が整備すること。ただし、受講者に負担の少ない簡易な方法によること。

9 各コース共通事項

(1) 申込方法

受託事業者は、適切な方法を用いて、申し込みを受け付けること。

(2) 受付

受託事業者は、事業実施日において、適切な方法を用いて、受講者の受付を行うこと。

(3) 従事者

- ① 全従事者を統率する運営リーダー（責任者）、運営副リーダー（副責任者）を配置すること。

また、運営リーダー（責任者）及び運営副リーダー（副責任者）は、継続性をもって講座に従事し、区と協議した内容及び実施結果の引継ぎ等について、正確に講座運営に反映させられる者とする。

- ② 有資格者を配置すること。この場合、以下の条件全てを満たすこと。助産師のみを複数配置しても差し支えない。
 - ・助産師の配置は必須とする。
 - ・助産師を含めた複数の有資格者を配置すること
- ③ 受託事業者は、有資格者の免許をそれぞれ確認すること。
- ④ 実習は、受講者全員が確実に行えるよう、実技指導が

できる人員を適正に配置すること。

- ⑤ 従事者全員が母親学級・両親学級等の母子保健事業の経験者である、又は、受託事業者の責任において行う研修を受講していること。
- ⑥ 受講者は妊婦が主であることを踏まえ、体調不良時の対応が十分に可能な体制を整えること。
- ⑦ 受託事業者は、麻疹・風疹の既往歴又は予防接種歴及び過去1年以内の胸部X線検査の結果を確認できた者を従事者とすること。
- ⑧ 従事者は、爪を短く切る、髪の毛をまとめ、アクセサリーを付けない等、清潔であることを重視した身だしなみと感染対策を遵守すること。

(4) 使用物品と会場設営等

- ① 本業務委託の運営管理に際して貸し出し可能な物品は、別紙4「板橋区が貸し出し可能な物品」のとおりである。
- ② 各実施会場の使用可能時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ 事業実施に伴う会場設営や使用物品等のセッティングは、前述(4)-②の時間内に受託事業者が行うこととする。なお、区が認める範囲内で事前準備を行うことは可能とする。
- ④ 事業終了後、前述(4)-②の時間内に会場を実施前の状態に戻し、忘れ物があった場合は、区職員に届け出ること。

(5) 区職員への引継ぎ

区職員（保健師等）による継続的な相談支援等が必要とされる方を把握した場合は、本人の了承を得たうえで、速やかに区へ報告すること。

なお、判断基準に関しては、事前に区と協議を行うこと。

(6) その他

事故等が発生した場合には、速やかに区に報告するとともに、必要な措置をとること。

10 講座プログラム等の決定

- (1) 講座プログラムの作成にあたっては、必ず事前に区と協議すること。
また、作成したプログラムは区の承諾をもって決定し、実施する前に区に提出すること。
- (2) 講座で使用・配付する動画や資料等は、原則として区が保有している又は受託事業者が保有しているものとし、事前に区の了承を得たうえで使用・配付すること。

この場合において区の了承後に内容を変更するときは、その理由・変更点を速やかに区に報告すること。

- (3) 前記 10-(2)において、受託事業者が保有する動画等の作成物の内容が、実情と齟齬が生じている場合は速やかに制作し直し、適切な内容とすること。
- (4) 講座受講後に実施するアンケートの内容は、必ず区と事前に協議して決定すること。

11 事業報告等

- (1) 事業報告は、次の①～③について、それぞれ書面にて行うものとする。

- ① ウエルカムベビー講座

各月ごとに、当該月最終のウェルカムベビー講座終了後5日以内（ただし、3月は3月31日まで。以下同様とする。）に行うこと。

- ② 父親講座

実施月ごとに、講座終了後5日以内に行うこと。

- ③ ピアサポート提案事業

提案内容に応じて定めるものとする。

- (2) 実績報告（定例報告）

受託事業者は、毎月の事業報告とは別に、概ね2か月に1回程度で定例的に、本業務の実施結果・課題等を報告するとともに、当該課題の解決と区民サービスの向上を図るために必要な提案を行うこと。

なお、区民から問い合わせ等で、喫緊に区に報告すべき事例が生じたときは、随時報告すること。

- (3) 費用負担

事業報告等の帳票類の作成並びに申込及びアンケートに必要な経費は、受託事業者の負担とする。

12 契約代金の支払方法

- (1) 受託事業者は、初期費用は本事業の初回実施分に加えて請求すること。
- (2) 受託事業者は、毎月月末をもって締め切り、速やかに委託完了届を提出すること。契約代金は、業務完了について区の検査に合格した後、受託事業者からの書面での請求により月ごとに支払う。

受託事業者は当該請求について、区の検査に合格した後、遅滞なく行うこと。

- (3) 受託事業者は、受託事業者の責に帰すべき事由によらず業務の実施ができなかった場合は、当該業務の実施について速やかに区に報告し、その指示に基づき適正な措置をと

ること。

13 個人情報の適正な維持管理

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年東京都板橋区条例第54号）等の関連法令等の規定に基づき、契約の履行のため区から提供された個人情報並びに契約の履行の過程で取得した個人情報及び知り得た個人情報を保護すること。
- (2) 受託事業者は契約終了後、受付簿等、本業務の実施にあたり取得した個人情報のデータを適切に削除すること。

14 著作権

- (1) 本業務の実施にあたり受託事業者が成果物を制作した際の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、すべて区が保有するものとする。
- また、受託事業者は、当該成果物の利用にかかる著作者人格権（法第18条から第20条及び第113条6項に定める全ての権利を含む。）を行使しないものとする。
- (2) 受託事業者は、区から提供された資料及びデータを、本業務を実施する目的のみに用いるものとし、区の許可なくして複写又は複製してはならない。

15 損害賠償

- (1) 本業務の実施にあたり、受託事業者の責に帰すべき事由による債務不履行に起因して区が損害を被った場合、区は受託事業者に対し、当該損害の直接の原因となった業務の契約金額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとする。
- ただし、受託事業者の責に帰することができない事由から生じた損害、受託事業者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益について、受託事業者は、賠償責任を負わないものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託事業者の責に帰すべき事由により、受講者その他第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。

16 その他

- (1) ディーゼル自動車を使用する場合はディーゼル規制適合車を使用すること。
- (2) 受託事業者は、本事業従事者の安全管理及び労務管理体制を確立すること。
- (3) 受託事業者は、業務の全部を第三者に再委託してはなら

ない。

ただし、一部の業務について再委託する必要がある場合は、予め区の承諾を受け、受託事業者の責任の下、本仕様書の内容を再委託者に遵守させることとし、再委託の業務内容、再委託先名及び作業従事者等を区に通知すること。

- (4) 仕様書に定めのない事項が生じた場合及び仕様書内容に疑義が生じた場合は、区と受託事業者が協議のうえ定める。当該作業にて発生した経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (5) 区及び受託事業者は、本契約の履行に関し、法令等の定めを遵守すること。また、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。

17 担当

板橋健康福祉センター 保健福祉係 浅見

保健指導係 岩渕

電話 03-3579-2333 FAX 03-3579-2345

メールアドレス ki-iken-fks@city.itabashi.tokyo.jp